

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	興行場営業許可		
根 拠 法 令 名	興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）	（条項）第 2 条第 1 項	
基 準 法 令 名	大津市興行場法施行条例 （平成 24 年大津市条例第 18 号） 大津市興行場法施行細則 （平成 21 年大津市規則第 30 号）	（条項）第 2 条、第 3 条、第 4 条 （条項）第 5 条、第 6 条	
所 管 部 署	健康保険部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	—
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 営業許可等事務処理実務マニュアル【興行場編】 】 ・ 内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>[興行場営業の許可基準]</p> <p>興行場営業の許可は、大津市興行場法施行条例第 2 条に規定する設置の場所及び構造設備の基準並びに第 3 条に規定する衛生措置の基準に適合することを基準とし、審査基準が記載されている上記書類に則り審査するものとする。</p> <p>なお、当該書類については、担当課の事務所に備え置く。</p> <p>ただし、仮設若しくは既設の施設を使用して臨時に興行を行う興行場又は野外の興行場については、大津市興行場法施行条例第 2 条及び第 3 条の基準によることが困難な場合であつて衛生上支障がないと認めるとき、又はこれらの基準による必要がないと認める場合は、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。</p>			

参考

[根拠法令]

《興行場法》

第2条 業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

[基準法令]

《大津市興行場法施行条例》

(設置の場所及び構造設備の基準)

第2条 法第2条第2項の条例で定める興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

(衛生措置の基準)

第3条 法第3条第2項の条例で定める興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

(基準の緩和等)

第4条 市長は、仮設若しくは既設の施設を使用して臨時に興行を行う興行場又は野外の興行場については、前2条の基準によることが困難な場合であって衛生上支障がないと認めるとき、又はこれらの基準による必要がないと認めるときは、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

《大津市興行場法施行細則》

(構造設備の基準)

第5条 大津市興行場法施行条例（平成24年条例第18号。以下「条例」という。）第2条第10号に規定する入場者用便所は、次の構造設備とすること。

(以下、略。)

2 条例第2条第11号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(以下、略。)

(衛生措置の基準)

第6条 条例第3条第2号の規定によるねずみ、昆虫等の発生及び侵入の防止並びに定期的駆除は、次により行わなければならない。

(以下、略。)

2 条例第3条第3号の規則で定める空気環境の基準は、次のとおりとする。

(以下、略。)

3 条例第3条第9号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(以下、略。)

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。